記入例

学校使用欄			
通し番号		受付日	令和 元 年　　月　　日

令和 元 年〇〇月〇〇日

提出日を記入（7/1以降）

広島県知事　　様

油性ボールペンで記入してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため，都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の３点を確認の上，□に✔を付けてください。
（全ての□に✔がない場合は支援の対象とはなりませんので，必ず御確認下さい。）

御確認の上、全てにチェックを記入してください。

- ☑ この申
- ☑ 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり，所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- ☑ 都道府県が実施する，当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに，支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	えいすう　はなこ	児童生徒との関係 ※該当するものに○	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 その他（　　）
申請者氏名	英数　花子		
電子メール	info@eisu-ejs.ac.jp	※電子メールアドレスをお持ちの場合は記入願います。	
申請者住所等	〒730-8511	昼間の電話番号	（082）513－2758
	広島　都道府県　広島　市区町村　中区基町10-52		

【1．対象となる児童生徒について】

	ふりがな	えいすう　しょうた	生年月日	平成　22　年　5　月　1　日
	児童生徒の氏名	英数　翔太		
在学する学校	学校法人名	学校法人　広島加計学園	学校名	英数学館小学校
	学校種	小学校　中学校	学年・組・番号	4年　アドバンスト組　2番 ※中学校は「1～3年」の表記で記入してください
	学校所在地	広島　都道府県　福山　市区町村　引野町９８０－１		

【2．対象児童生徒以外に，兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	えいすう　げんき	申請している広島県の私立の小中学校名	えいすうがっかんしょうがっこう
兄弟姉妹の氏名	英数　元気		英数学館小学校
ふりがな			
兄弟姉妹の氏名			

他に広島県の私立の小中学校に通っている兄弟姉妹がいて申請している場合は，兄弟姉妹の氏名と申請先を記入してください。申請している兄弟姉妹が複数おり，記入欄が足らない場合は，欄外に記入してください。
なお，兄弟姉妹で申請するためには，それぞれのお子様についての申請書が必要となりますので，ご注意ください。
※ 公立の小中学校や広島県以外の私立の小中学校の場合、記入不要です。

【３．保護者等の収入の状況について】

７月１日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を提出してください。
漏れがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

（記入上の留意点）

１．①～④のいずれか該当する□に✔を付けて，⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✔を付けた上で，当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。

２．市町村が発行する課税証明書に必要な所得情報等が記載されておらず，必要な情報が記載された別の証明書が発行され

①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。
②の場合は、アorイのいずれか該当する方にチェックしてください。

①～④のいずれか該当する者の□に✔を付けてください。

①	□	親権者（両親）２名分 ・親権者が２名いる場合は①の□に✔を付けてください。 ・ただし，②のアに該当する場合は，控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。 その場合，①ではなく，②のアの□に✔を付けてください。 ・親権者が２名とも所得がない場合も，所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。
②		親権者１名分 ・親権者が１名の場合は，以下ア，イいずれかの□に✔を付けてください。
	ア ☑	親権者の１人が控除対象配偶者※であり，3ページの（オ）に５万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。
	イ □	上記ア以外で，親権者が１名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず１名分しか提出できない場合
③	□	未成年後見人 □ 名分（複数選任されている場合は，全員分の課税証明書が必要です。） ・親権者が存在せず，未成年後見人が選任されている場合は，③の□に✔を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は，その者を除きます
④	□	児童生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）１名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は，④の□に✔を付けてください。

③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記入してください。

上記のほか，⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✔を付けてください。

⑤	☑	同居の祖父母 1 名分 ・同居の祖父母がいる場合（同居の祖父母が①～④に当たる場合は，その者を除きます。）
⑥	□	授業料の負担者 □ 名分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母，同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もいない場合は以下の□に✔を付けてください。

⑦	□	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もいない場合は，⑦の□に✔を付けてください。

保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記入してください。
②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記入してください。

課税証明書等を提出する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

保護者A 氏名	児童生徒との続柄	保護者B 氏名	児童生徒との続柄
英数　太郎	~~子~~ 父	英数　文江 （広島　文江）	祖母
保護者C		保護者D 氏名	児童生徒との続柄
保護者E 氏名	児童生		

修正するときは二重線で取り消してください。
修正テープ・修正液は不可です。

課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、
氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記入してください。

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者（②のアに該当する者）

控除対象配偶者 氏名	児童生徒との続柄
英数　花子	母

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

様式A：日本国内での収入のみの場合

（記入上の留意点）

1．保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき，下表について合計金額まで全ての項目を記入して，【チェック】の内容をよく確認した上で，□に✔を付けてください。

2．課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は，その

3．保護者Ａ～Ｆそれぞれの「計（エ）＝（ア-イ-ウ）」を計算した際に，マイナスとなる場合は0円として記入してください。

所得の分類及び雑損失の繰越控除については、課税証明書の見本を御参照ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計										雑損失の繰越控除（イ）	所得控除合計（ウ）	計（エ）＝（ア-イ-ウ）
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計（ア）			
保護者A		3,300,000 円	円	320,000 円	0 円	円	円	円	円	510,000 円	4,130,000 円	150,000 円	2,635,500 円	1,344,500 円
保護者B		円	円	600,000 円	円	円	円	300,000 円	円	円	900,000 円	円	1,030,000 円	0 円
保護者C		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者D		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者E		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者F		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											5,030,000 円	150,000 円	3,665,500 円	1,344,500 円

損失（マイナス）が計上されている所得は、「0円」と記入してください。

保護者Bの場合、合計を計算すると、
（ア）900,000 － （ウ）1,030,000 ＝ －130,000
マイナスとなるため、計（エ）には「0円」として記入してください。

2ページで記入した保護者A～Fと一致します。

（ア）～（エ）について、保護者A～Fまでの合計金額を計算して記入してください。

（オ）

【チェック】

確認の上、必ずチェックしてください。

✔ 課税証明書等※1を添付する保護者等全員の所得金額の合計（ア）※2 から，雑損失の繰越控除（イ） と所得控除合計（ウ） を差し引いた額（エ） の合計（オ） が１４０万円未満※3です。
課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

140万円未満（※）なので、所得要件を満たします。
※寡婦控除の場合は143万円、寡夫控除の場合は147万円

※1 市町村が発行する課税証明書等（課税証明書に必要な情報が記載されておらず，必要な情報が記載された別の証明書がある場合は，当該証明書

※2 給与所得，営業等所得，農業所得，不動産所得，利子所得，配当所得，雑所得，譲渡・一時所得，分離課税の対象となる所得（山林所得，退職所 の合計

※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は１４３万円未満，寡夫控除の適用がある場合は１４７万円未満

２ページの保護者Ａ～Ｆまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

様式B：日本国外での収入がある場合

（記入上の留意点）

１．保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✔を付けてください。

２．課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は，その所得は0円として記入してください。

３．保 **課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、「国外収入欄」に○を付けてください。** る場合は0円として記入してください。

４．海外勤務等により、前年１月～１２月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、４ページの＜課税証明書に含まれない国外での収入がある場合＞の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計										雑損失の繰越控除（イ）	所得控除合計（ウ）	計（エ）＝（ア-イ-ウ）
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計（ア）			
保護者A	○	2,284,000 円	円	円	円	円	円	円	円	円	2,284,000 円	円	1,370,000 円	914,000 円
保護者B		円	円	円	円	円	円	300,000 円	円	円	300,000 円	円	円	300,000 円
保護者C		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者D		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者E		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
保護者F		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											2,584,000 円	0 円	1,370,000 円	1,214,000 円

（オ）

4ページ＜課税証明書に含まれない国外での収入がある場合＞の（2）に基づき、給与所得額を計算して記入してください。

4ページ＜課税証明書に含まれない国外での収入がある場合＞の（3）の表で計算した控除額の合計金額を記入してください。

上記の他の記入方法は様式Aと同じです。

【チェック】

✔ 課税証明書等※1を添付する保護者等全員の所得金額の合計（ア）※2 から、雑損失の繰越控除（イ） と所得控除合計（ウ） を差し引いた額（エ） の合計（オ） が１４０万円未満※3です。
課税証明書等（内容が省略されていないもの）を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等
（課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が掲載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類）

※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得（山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。）の合計

※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は１４３万円未満、寡夫控除の適用がある場合は１４７万円未満

＜課税証明書に含まれない国外での収入がある場合＞ ※（３）の表に金額を記入した上で、本紙についても申請書と併せて提出してください。

様式Ｂ：日本国外での収入がある場合

（

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この

言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日

国外での収入がある者が複数人いる場合は、（３）の表は人数分提出してください。

（２）「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収

当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の

（例）国外での収入額：3,520,000円（日本円換算）の場合

①給与所得控除額を求める

左表の計算式に当てはめて、

3,520,000×30%＋180,000＝1,236,000円（給与所得控除相当額）

②給与所得額を求める

給与収入相当額から給与所得控除相当額を差し引く

3,520,000－1,236,000＝2,284,000円（給与所得相当額） ⇒P3の「給与所得」欄に記入

【給与所得控除の簡便な算出方法】

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超　1,800,000円以下	収入金額×40%
1,800,000円超　3,600,000円以下	収入金額×30%＋180,000円
3,600,000円超　6,600,000円以下	収入金額×20%＋540,000円

（留意点）

・実際には所得税

・こちらの簡便な

所得控除相当額

3,199 円以内で

父親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ている場合の例

【世帯構成】 父、母、姉、対象児童が1月2日に日本に戻り、祖母と同居を始めたと仮定

父：国外での収入あり（国内での収入はなし）

母：43歳、収入なし

姉（1人）：18歳（父の扶養）

対象児童生徒：13歳（中学1年生、16歳未満のため扶養控除の適用対象外）

祖母（1人）：72歳、（父の扶養、同居している）

（３）「所得控除合計（ウ）」の記載方法について

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除など

ただし、日本にいる配偶者に扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該

	対象者（※年齢は前年12月31日現在）	控除適用者 ※児童生徒との続柄を記入	人数（A）	控除額（B）	合計（C）＝（A）×（B）	本人の所得要件
基礎控除	本人	父	1	330,000	330,000	—
配偶者控除	生計を一にし、かつ、合計所得が38万円以下である配偶者（控除対象配偶者）を有する者					—
控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	母	1	330,000※1	330,000	年間所得900万円以下
老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000※1		年間所得900万円以下
配偶者特別控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え123万円以下である配偶者を有する者			※1,2		年間所得900万円以下
扶養控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等（扶養親族）を有する者					—
一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	姉	1	330,000	330,000	—
特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	祖母	1	380,000	380,000	—
（同居親族等加算）	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	①障害者である者　②障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
（特別障害者控除）	①特別障害者である者　②特別障害者である					—
（同居特別障害者控除）	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族					—
寡婦控除	①夫と死別した者　②夫と死別又は夫と離婚					①の場合　年間所得５００万円以下
（特別寡婦控除加算）	寡婦で、扶養親族である子を有する者					年間所得５００万円以下
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有					年間所得５００万円以下
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒			260,000		年間所得６５万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下
合　計					1,370,000	←この金額を、３ﾍﾟｰｼﾞ「所得控除合計（ウ）」欄に記入

年齢が70歳以上の扶養親族（例：祖母等）がいる場合は、老人扶養親族の欄に記入してください。

※ 平成30年12月31日現在において、祖母と同居を常況としていた場合は、控除額に加算がつきますので、同居親族等加算の欄にも、該当する控除適用者、人数、合計（C）を記入してください。

（例） 祖母（70歳以上の扶養親族）がおり、平成30年12月31日現在において、同居を常況としていた場合

老人扶養親族・・・祖母、1人、380,000円

（同居親族等加算）・・・祖母、1人、70,000円

※1 配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の年間所得が900万円超～1000万円以下の場合は控除額が変わりますので、別途御確認ください。1000万円超の場合は、いずれの控除も適用されません。

※2 配偶者特別控除額（本人の年間所得900万円以下の場合）については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	380,001円～900,000円	900,001円～950,000円	950,001円～1,000,000円	1,000,001円～1,050,000円	1,050,001円～1,100,000円	1,100,001円～1,150,000円	1,150,001円～1,200,000円	1,200,001円～1,230,000円	1,230,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円（控除なし）

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

（記入上の留意点）

1．下表について合計金額まで全ての項目を記入し，【チェック】の内容をよく確認した上で，□に✔を付けてください。併せて，通帳の写し等の確認書類を添付してください。

生活保護を受給しており、生活保護受給証明書等を提出して確認書類の提出を省略する場合は、この欄に〇を付けてください。

偶者（申請書2ページ②アに該当する方）についても，資産要件の確認対象となりますので，記載してください。

その全てを合算して記載し，通帳の写し等を添付してください。

4．申請日の直近で生活保護を受給している場合は，受給の事実及び受給者が分かる公的書類（生活保護受給証明書等）を提出することにより，すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は，下表の「生活保護受給証明」欄に〇を付けた上で、（あ）～（お）について自己申告で記入してください。

保護者等	生活保護受給証明	預貯金額（あ）	有価証券等(換算評価額)（い）	現金（う）	負債（え）	計(お)＝(あ)+(い)+(う)-(え)
A保護者		5,570,000 円	40,000 円	円	1,500,000 円	4,110,000 円
B保護者		1,560,000 円	円	60,000 円	円	1,620,000 円
C保護者				円	円	円
D保護者		円	円	円	円	円
E保護者		円	円	円	円	円
F保護者			円	円	円	円
控除対象配偶者		220,000 円	円	9,000 円	円	229,000 円
合計		7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円	（か） 5,959,000 円

通帳が2つ以上ある方の場合は、すべて合計した金額を記入してください。
例：Aさんが通帳を2つ所持している場合（3,750,000円＋1,820,000円＝5,570,000円）

3,750,000
普通預金通帳
〇〇銀行

1,820,000
普通預金通帳
△△銀行

控除対象配偶者（2ページの②アに該当する者）については、「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記入してください。

（あ）～（お）について、保護者A～F及び控除対象配偶者までの合計金額を計算して記入してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

600万円以下なので、資産要件を満たします。

✔ 預貯金，有価証券，貴金属，投資信託，タンス預金，負債の合計が６００万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書（申請日の直近のもの）を提出します。

資産	表の記入欄	確認書類（ウェブサイトの写しも可）
預貯金（普通・定期）	（あ）	通帳の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	（い）	証券会社や銀行の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
金・銀（積立購入を含む）など，購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	（い）	購入先の銀行等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明書
投資信託	（い）	銀行，信託銀行，証券会社等の口座の写し（口座名義、残高とその日付が確認できるページ）又は残高証明
自宅等で保管し		自己申告（確認書類は不要）
負債（借入金等）		残高証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出することが必要です。
ただし、タンス預金等の現金については、自己申告となりますので根拠書類等は不要です。
また、生活保護受給証明書等を提出する場合は、すべての資産の確認書類等は不要です。